

厚生労働省 4月18日発表
修正ファイル対応版

歯科外来在宅 ベースアップ 評価料算定の手引き



一般社団法人 北海道歯科医師会

第15部 その他

ベースアップ評価料

P100

歯科外来ベースアップ

評価料(Ⅰ) **施**

(歯外ペアⅠ)

(1日につき)

1.初診時 10点

2.再診時 2点

3.歯科訪問診療時

イ 同一建物居住者

以外の場合 41点

ロ 同一建物居住者

の場合 10点

① 1については、主として歯科医療に従事する職員(歯科医師を除く)の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して初診を行った場合に、所定点数を算定する。

② 2については、入院中の患者以外の患者に対して再診又は短期滞在手術等基本料1を算定すべき手術又は検査を行った場合に、所定点数を算定する。

③ 3については、歯科訪問診療を行う場合の当該患者であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、歯科訪問診療を行った場合に算定する。

イ 同一建物居住者以外の場合 (歯科訪問診療料1を算定した場合)

ロ 同一居住者の場合 (歯科訪問診療料2～5を算定した場合)

[施設基準]

1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関である。

2) 主として歯科医療に従事する職員(歯科医師を除く)が勤務している。また対象職員には専ら事務作業(歯科業務補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。)を行うものは含まれない。

3) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの限りではない。

4) 3)について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の引上げにより改善を図ることを原則とする。

5) 対象職員の基本給等を令和5年度と比較して一定水準以上引き上げた場合は、40歳未満の勤務歯科医及び勤務医並びに事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を行うことができること。

6) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成している。

7) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告する。

P101

歯科外来ベースアップ
評価料(Ⅱ)1 **施**

(歯外ベアⅡ1)

(1日につき)

イ.初診または歯科訪問
診療を行なった場合

8点

ロ.再診時 1点

歯科外来ベースアップ
評価料(Ⅱ)2 **施**

(歯外ベアⅡ2)

(1日につき)

イ.初診または歯科訪問
診療を行なった場合

16点

ロ.再診時 2点

.

.

(略)

.

.

歯科外来ベースアップ
評価料(Ⅱ)8 **施**

(歯外ベアⅡ8)

(1日につき)

イ.初診または歯科訪問
診療を行なった場合

64点

ロ.再診時 8点

①主として歯科医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

②1のイ、2のイ、3のイ、4のイ、5のイ、6のイ、7のイ又は8のイについては、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の1又は3を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。

③1のロ、2のロ、3のロ、4のロ、5のロ、6のロ、7のロ又は8のロについては、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の2を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。

[施設基準](一部改変)

1)入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1を除く。)の届出を行っていない保険医療機関である。

2)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出を行っている保険医療機関である。

3)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込みの10倍の数が、対象職員の給与総額の1分2厘未満である。

4)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の保険医療機関ごとの区分については、当該保険医療機関における対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み並びに外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数を見込みを用いて算出した数【A】に基づき、別表2に従い該当する区分のいずれかを届け出ること。ただし、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準の届出を行う保険医療機関については、同一の区分により届け出る。

$$【A】 = \frac{\text{対象職員の給与総額} \times 1 \text{分} 2 \text{厘} - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び} \\ \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み}) \times 10 \text{円}}{\left(\begin{array}{l} \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数} \\ \text{の見込み} \times 8 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数} \\ \text{の見込み} \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数} \\ \text{の見込み} \times 8 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) \times 10 \text{円}}$$

別表2

【A】	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び歯科 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分	点数(イ)	点数(ロ)
0を超える	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1及び歯 科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1	8点	1点
1.5以上	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2及び歯 科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2	16点	2点
↓			
7.5以上	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8及び歯 科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8	64点	8点

- 5) 4)について、「対象職員の給与総額」は、直近12か月の1月あたりの平均の数値を用いること。外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数の見込みは、初診料等の算定回数を用いて計算し、直近3か月の1月あたりの平均の数値を用いること。また、毎年3, 6, 9, 12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。ただし、前回届け出た時点と比較して、直近3か月の【A】、対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み並びに外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数の見込みのいずれの変化も1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとする。
- 6) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの限りではない。
- 7) 6)について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- 8) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成している。
- 9) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告する。
- 10) 対象職員が常勤換算で2人以上勤務していること。ただし、**特定地域**(「**基本診療料の施設基準等**」別表第六の二に掲げる地域)に所在する保険医療機関にあつては、当該規定を満たしているものとする。
- 11) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関(保険収入が総収入の80%以上)である。

「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域

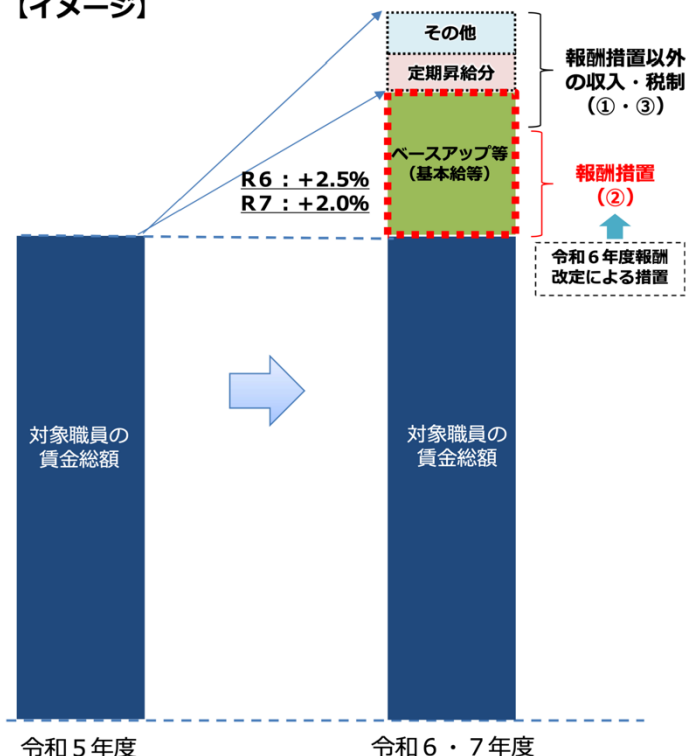
二次医療圏	市町村
南檜山	江差町, 上ノ国町, 厚沢部町, 乙部町, 奥尻町
日高	日高町, 平取町, 新冠町, 浦河町, 様似町, えりも町, 新ひだか町
宗谷	稚内市, 猿払町, 浜頓別町, 中頓別町, 枝幸町, 豊富町, 礼文町, 利尻町, 利尻富士町, 幌延町
根室	根室市, 別海町, 中標津町, 標津町, 羅臼町

歯科外来在宅ベースアップ評価料算定の手引き

【基本的な方針】

- 次の①～③を組み合わせた賃上げ対応
 - ① 医療機関や事業所の過去の実績をベースにしつつ、更に
 - ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
 - ③ 賃上げ促進税制の活用
- 令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、昨年を超える賃上げの実現を目指す。

【イメージ】



ベースアップ評価料の算定額の配分パターン

- 医療機関等においては、令和6年度と令和7年度の2年間の賃金引き上げについて計画します。
- そのなかでベースアップ評価料(改定率+0.61%)については、対象職種の給与総額の2.3%相当となるように設定されており、令和6年度と7年度の2年とも同じ点数設計です。
- したがって、この点数を算定した場合の賃上げへの配分方法について、以下の2つのパターンが考えられますが、いずれの場合も算定額を全て賃金の引き上げに充てることが重要です。

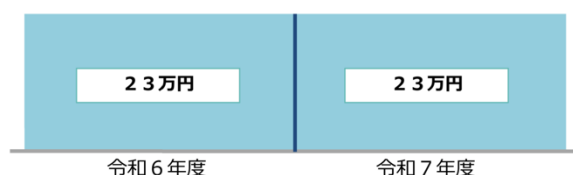
【例：令和5年度の給与総額を1000万円とした場合】

(2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み)

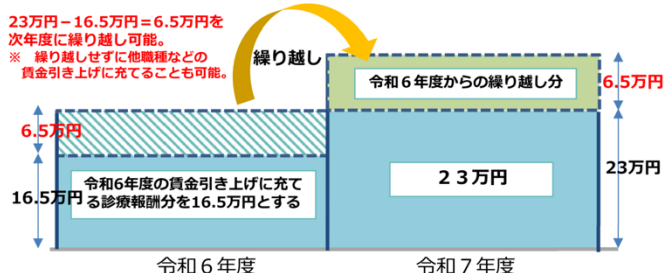
$$1000万円 \times 2.3\% \times 2年間 = 46万円$$

(賃金の引き上げに充てる額)

(パターン1) 令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



(パターン2) 2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



ベースアップ評価料の算定額の見込みについては、あくまで目安であり、保険医療機関ごとの状況や実際の算定回数に応じて、変動が生じ得ます。

(例) 政府目標を踏まえたモデルケース

【例：年間の給与総額を1000万円とした場合】

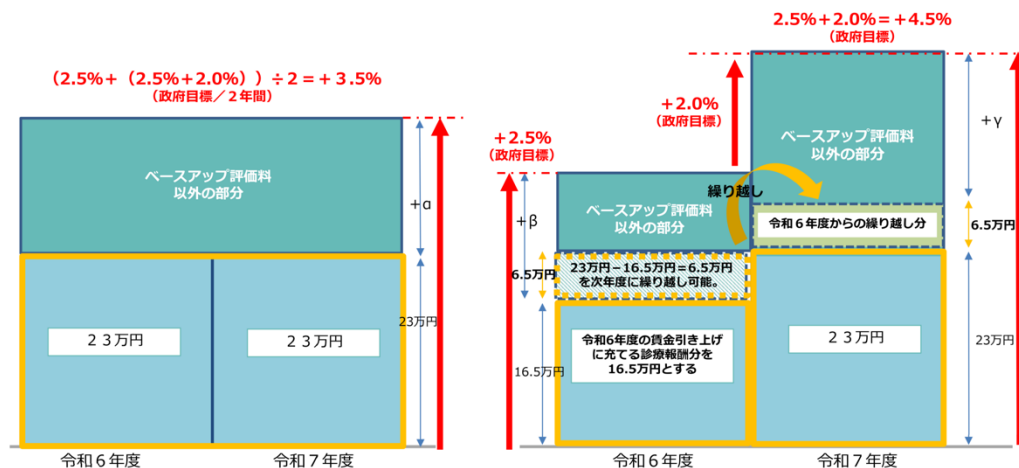
(パターン1)

令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法

(パターン2)

2年間で段階的に引き上げを行う配分方法

診療報酬分



ベースアップ評価料による賃上げの対象とならない職種についても、引き上げられた初再診料等や入院基本料等を活用して、同様の考え方で政府目標の達成を目指して頂きますようお願いいたします。

こちらのケースはあくまで政府の目標ですので参考程度にお考えください。



具体的なスケジュール



賃上げの計画の策定→計画に基づく給与規程の改正→施設基準の届出→賃上げ状況の報告

	R5年度		R6年度					R7年度					R8年度		
	2月	3月	4月~	6月~	9月~	12月~	3月	4月~	6月	~8月	9月~	12月~	3月	~5月	~8月
賃上げセミナー	● 本日														
計画（・交渉） ・改定	←→														
賃金改善 実施期間															
施設基準上の 届出・変更				●	●	●	●		●		●	●	●		
賃上げ状況の 報告															

2段階の引き上げを行う場合
 R6改定 施行
 賃上げに係る診療報酬の算定開始月は6月だが、4月・5月の賃上げにも充當可
 報告は令和8年3月までの分だが、4月・5月の賃上げ分も維持

☆かなり面倒ですが、まずは、届出をしましょう。届出件数が少ない場合、2年後の診療報酬改定時に中医協の議論において歯科はお金足りてるんですね、という扱いになってしまいます。

ここでは令和6年6月から算定する前提でいくつかのパターンについて実際に計算から申請までシミュレーションしてみます。

★まず用意(準備)するもの

- 1.令和5年3月から令和6年2月までの従業員の給与データ
(社会保険料の雇用者負担分のわかるデータ)
- 2.令和5年12月から令和6年2月まで(3か月分)の初診料・再診料・歯科訪問診療料の算定回数(紙レセ等で正確な数が分からない場合、大体で結構です。)
- 3.厚生労働省のHP から以下の2つのエクセルファイルをダウンロードします。

(1)ベースアップ評価料計算支援ツール(歯科)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

検索
外来在宅ベースアップ評価

サイト内検索結果

約 3,950 件 (0.21 秒)

令和6年度診療報酬改定の概要【賃上げ・基本料等の引き上げ】
www.mhlw.go.jp > content
ファイル形式: PDF/Adobe Acrobat
2024/03/05 ... ① 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護ステーションの利用者に係る評価、外来・在宅ベースアップ評価料(1)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料 ...

3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ ...
www.mhlw.go.jp > content
ファイル形式: Microsoft Excel
2024/02/15 ... ② 次に、外来・在宅ベースアップ評価料(1)の算定見込みの計算を行います。○2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定 ...

ベースアップ評価料計算支援ツール(歯科)
www.mhlw.go.jp > content
ファイル形式: Microsoft Excel
② 次に、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)の算定見込みの計算を行います。○2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の ...

令和6年度診療報酬改定について

(2)別添2・様式95-98

照会先

▶ [診療報酬に関するお問い合わせ先 \[135KB\]](#)

第1 令和6年度診療報酬改定に係る経緯

- ▶ [令和5年12月11日 診療報酬改定の基本方針\(社会保障審議会医療保険部会・社会保障審議会医療部会\) \[264KB\]](#)
- ▶ [令和5年12月20日 診療報酬改定について](#)
- ▶ [令和6年1月12日 令和6年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理 \[430KB\]](#)
- ▶ [令和6年1月12日 厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問](#)
- ▶ [令和6年2月14日 中央社会保険医療協議会が厚生労働大臣に答申](#)

中央社会保険医療協議会の議事録や会議資料等は[こちら](#)

第2 改定の概要

- ▶ [1 個別改定項目について\(令和6年2月14日\) \[2.9MB\]](#) ※2月14日から修正しております。(3月7日)
- ▶ [2 賃上げ等に関する診療報酬改定&マイナ保険証の利用促進に関するオンラインセミナー\(令和6年2月15日、16日、22日\)](#)
- ▶ [2-2 ベースアップ評価料等についての特設ページ](#) ←◆ベースアップ評価料等についての届け出については[こちら](#)◆
- ▶ [3 令和6年度診療報酬改定説明資料等について](#) ←◆説明動画は[こちら](#)◆
- ▶ [4 薬価基準改定について\(令和6年3月5日\) \[934KB\]](#)
- ▶ [\(別添1-1\) 後発品への置換えが進まない先発品の薬価引下げ\(Z2\)対象品目リスト \[189KB\]](#)
- ▶ [\(別添1-2\) 後発品取載後10年を経過した長期取載品の後発品価格への引下げ対象品目リスト \[775KB\]](#)

モデルケース1

従業員 3 名 令和6年4月から2.3%の賃上げを計画

令和6年6月からベースアップ評価料(Ⅰ)の算定開始

ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定ができない歯科医院のケース

① 給与データ

衛生士 2 名(常勤) 月給25万 ボーナス30万 年2回→年間 360万 x2 名=720万

(計算を簡単にするため雇用保険。残業代等は0円と仮定します。)

歯科助手 1 名(非常勤 0.5日) 月10万 ボーナスなし →年間 120万

このような表を用意
しておきましょう



表 A	DH 山田	DH 佐藤	DA 田中
令和5年 3月	250,000	250,000	100,000
令和5年 4月	250,000	250,000	100,000
令和5年 5月	250,000	250,000	100,000
令和5年 6月	550,000	550,000	100,000
令和5年 7月	250,000	250,000	100,000
令和5年 8月	250,000	250,000	100,000
令和5年 9月	250,000	250,000	100,000
令和5年10月	250,000	250,000	100,000
令和5年11月	250,000	250,000	100,000
令和5年12月	550,000	550,000	100,000
令和6年 1月	250,000	250,000	100,000
令和6年 2月	250,000	250,000	100,000
計	3,600,000	3,600,000	1,200,000
総額	8,400,000(月平均7000,00円)		

② 初再診算定回数

表 B	初診	再診	歯科訪問診療1	歯科訪問診療2~5
令和5年12月	40	400	2	5
令和6年 1月	50	450	3	7
令和6年 2月	45	350	4	3
月平均(回)	45	400	3	5

1. ベースアップ支援ツールに具体的に入力してみましょう

ベースアップ評価料計算支援ツール
令和6年2月15日版

本ツールでは、次の3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援します。

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

目次

- はじめに
- Step 1 対象職員の給与総額の計算
- Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
① 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
② 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】
- Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る 次へ

厚生労働省

クリック

2. 給与データを入力します。

目次

Step 1 対象職員の給与総額の計算

○ まずは、対象職員の給与総額を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日 給与対象月 対象職員の給与総額

2024/6/1	2023年3月	600,000円
	2023年4月	600,000円
	2023年5月	600,000円
	2023年6月	1,200,000円
	2023年7月	600,000円
	2023年8月	600,000円
	2023年9月	600,000円
	2023年10月	600,000円
	2023年11月	600,000円
	2023年12月	1,200,000円
	2024年1月	600,000円
	2024年2月	600,000円
	1月当たり給与総額	700,000円

戻る 次へ

② クリック

① 給与データの入力(表 A より)

3.初再診回数を入力します。

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

○次に、**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**の算定見込みの計算を行います。
○2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。

算定開始予定日: 2024/6/1

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2023年12月				
2024年1月				
2024年2月				
1月当たり算定回数	0回	0回	0回	0回

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	40回	400回	2回	5回
2024年1月	50回	450回	3回	7回
2024年2月	45回	350回	4回	3回
1月当たり算定回数	45回	400回	3回	5回

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る 次へ

②クリック

① 初再診回数データの入力(表 B より)

下段に入力

4.判定結果を確認します。

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）**を算定することができます。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。 病院・有床診療所 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	700,000円
1月当たり算定金額	14,230円
賃金増率	2.03%

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	-0.7
算定区分	
算定点数	初診・訪問診療時 - 再診時

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関）は、対象外となります。
※ 対象職員（常勤換算）数が2.0未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する診療所は対象となります）。
※ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択する必要があります。

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】**

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る 次へ

算定不可

Step3へ進んでください。

この医院のケースでは外来在宅ベースアップ評価料Ⅰの算定で1.2%以上の賃金改善が可能のため、外来ベースアップ評価料Ⅱの算定はできません
この結果が出たら 次は申請用の様式95-98のファイルを開きます。

4月16日 厚労省より新たな案内がリリースされました。

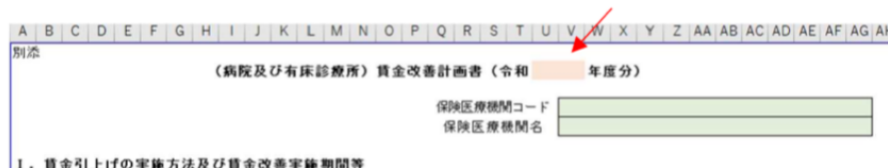
こちらも必ずご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001245431.pdf>



記載上の注意（必ずお読みください）

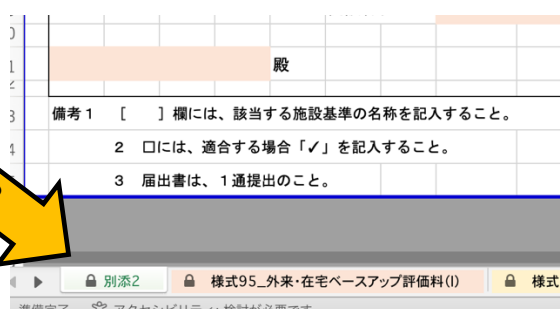
- ① 届出には令和6年4月18日（木）以降に、厚生労働省もしくは地方厚生（支）局のホームページからダウンロードした Excel ファイルを使用してください。下図のとおり、「賃金改善計画書」のシートの提出年度が記載可能になっているものが正しい Excel ファイルです。



- ② ベースアップ評価料に係る届出については、医療機関・訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定された専用メールアドレス（次ページをご覧ください）に Excel ファイルを提出することにより行ってください。なお、PDF ファイルや以前にホームページで公開されていた Excel ファイルでは、正しく集計ができない場合があります。また、メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で提出してください。
- ③ 添付する Excel ファイルのファイル名に医療機関コードもしくは訪問看護ステーションコードを記載してください。
- ① 例) 9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx
- ④ またメール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載してください。
- ⑤ 地方厚生（支）局都道府県事務所が貴医療機関等からのメールを受信したときは、専用メールアドレスから「メールを受信した」旨の自動返信をいたしますので、ご確認をお願いいたします。（この受信確認は届出の受理のことではありません）
- ⑥ 届出期限の最終日付近など医療機関等からのメールが殺到した場合には、エラーメッセージが届きます。なるべく早期の提出をお願いするとともに、エラーメッセージが届いた場合には、お手数ですが、時間をおいてメールの再送をお願いいたします。
- ⑦ 専用メールアドレスへのメールには、ベースアップ評価料の届出様式以外のファイルを添付しないでください。また、専用メールアドレスへのご質問やご意見にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

速報

4月18日に厚労省より
修正ファイルがリリースされ
ファイルのタブ様式95の左に別添2が追加されました。
別添2へ保険医療機関コードと保険医療機関名を入力することで
様式95の保険医療機関コードと保険医療機関名の入力は連動されて入力不要
になりましたのでご注意ください。



別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	1234567	届出番号	
又は保険薬局コード			

連絡先
担当者氏名： 道歯 一雄
電話番号： 011-123-4567

(届出事項)
〔 歯科外来在宅ベースアップ評価料 I 〕 の施設基準に係る届出

当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

当該届出を行う前6か月間において、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 6 年 5 月 1 日

保険医療機関・保険薬局の所在地 札幌市中央区道歯会館
及び名称 道歯デンタルクリニック

開設者名 道歯 一雄

北海道厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。
3 届出書は、1通提出のこと。

① 医療機関コード(7桁)を入力します

② 届出の担当者名と電話番号を入力する

③ 届出事項を入力します
歯科外来ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定がある場合は1~8の区分も合わせて併記します。

④ 4カ所全てにチェックを入れてください。入ってないと受理されません。

⑤ 届出日 医療機関所在地 開設者氏名を入力します。

⑥ 北海道厚生局長と入力します。

5.申請用の書類を作ります。

厚労省の HP からエクセルのファイルを確認します。

外来在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定がない診療所の場合使うファイルは9つのシートのうち以下の3つのシートです。

- ・様式95__外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・(別添)__計画書(歯科診療所およびⅡを算定する有床診療所)
- ・(参考)賃金引上げ計画書作成のため計算シート

まずは一番左のタブ **様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)** を開きます。

様式95

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険医療機関コード
保険医療機関名

2 届出を行う評価料
 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

3 外来医療等の実施の有無
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

4 対象職員(常勤換算)数 人
※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。
※ 0より大きい数であればよい。

【記載上の注意】

1 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

2 「3」については、外来医療等の実施の有無について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

3 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする)。

4 本様式と合わせて「賃金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

① 自動で入力されます。
~~医療機関コードと~~
~~医療機関名の入力~~

② 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を選択する

③ 歯科を選択する

④ 常勤2名 非常勤1名(0.5日)なので 2.5を入力する

様式95完成です！

ここからが本番です。がんばろう！

6.右端のシート (参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート を開きます。

参考

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)

1 保険医療機関コード
 保険医療機関名

2 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の届出について
 届出を行う月
 新規
 区分変更 (3月 6月 9月 12月)
※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分の上限を算出する値(【B】)
 (1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
 ①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「2」の入力に連動)
 前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月
 ②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
 円 (前回届出時
※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。)
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み
 【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間】(上記「2」の入力に連動)
 前年12月～2月 3月～5月 6月～8月 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数	<input type="text"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)
②再診料等の算定回数	<input type="text"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)
③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	<input type="text"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)
④訪問診療料(同一建物の算定回数	<input type="text"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)
⑤歯科初診料等の算定回数	<input type="text"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)
⑥歯科再診料等の算定回数	<input type="text" value="45.0"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)
⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	<input type="text" value="400.0"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)
⑧歯科訪問診療料(同一建物)の算定回数	<input type="text" value="3.0"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)
	<input type="text" value="5.0"/>	回	(前回届出時	<input type="text"/>	回)

※ 算出対象となる期間の1月当たりの算定回数の平均の数値(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。
※ 自由診療の患者については、計上しない。
※ 公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み	<input type="text" value="453.0"/>	回	(前回届出時	<input type="text" value="0.0"/>	回)
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み	<input type="text" value="1,423.0"/>	点	(前回届出時	<input type="text" value="0.0"/>	点)

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率
 (前回届出時)

① 医療機関コードと
医療機関名の入力

② 新規・3月にチェックを入れます
3(1)① (2)は連動してチェック
が入ります。

③ はじめに用意した表Bより
入力します。

自動で計算されます。

もう少し!



7.左から6枚目のシート (別添) 計画書(歯科診療所及びIIを算定する有床診療所) を開きます

いよいよラスボスです

① 6を入力する

自動で入力されます。

② 一律 2.3%を選択しました。

③ 令和6年4月～令和7年3月の賃金を改善する計画

④ 令和6年6月～令和7年3月のベースアップ評価料を使います。

⑤ ベースアップ評価料Ⅱの算定はなし。

⑥ 自動計算されたベースアップ評価料の金額が表示されます(10か月分) 繰越はしないので (5)には0円を入力します

⑦ 賃金の改善計画です。(8)には2.3%の改善になる数字を入れなければいけませんので 表Aの賃金総額 840万円 \times 2.3% = 193,200円を入力します。評価料Ⅰで算定できる金額は 142,300円ですので差額50,900円はその他の診療報酬 UP、減税等で充当します。またベースアップ評価はベースアップに対する評価ですので定期昇給分を抑えた数字で計画書を作りました。

別添 (歯科診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード 1234567
 保険医療機関名 道歯デンタルクリニック

I. 賃金上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金上げの実施方法

令和6年度又は令和7年度において、一律の上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 4 月 ~ 令和 7 年 3 月 12 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
 ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
 ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に運動して引き上がる賞与分については含まない。

II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

あり なし

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
 ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
 ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に運動して引き上がる賞与分については含まない。

III-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(8)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	142,300 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み	142,300 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み	1,423 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み	- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数 (届出なし) (イ) 点 (ロ) - 点	- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時等)の算定回数	- 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数	- 回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	0 円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	142,300 円
※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。	
(8) 全体の賃金改善の見込み額	193,200 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	142,300 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	50,900 円
(11) うち定期昇給相当分	120 円
(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】	0 円
※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。 ※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。 ※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。 ※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない一時金による賃金改善額となること。	

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

IV. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.5 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	600,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	613,800 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	13,800 円
(17) うち定期昇給相当分	10 円
(18) うちベア等実施分	13,790 円
(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	2.3 %

V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0 人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	500,000 円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	511,500 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	11,500 円
(24) うち定期昇給相当分	8 円
(25) うちベア等実施分	11,492 円
(26) ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	2.3 %

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（29）－（28）】	0 円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちベア等実施分	円
(33) ベア等による賃金増率【（32）÷（28）】	#DIV/0! %

VII. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	0.5 人
(35) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	100,000 円
(36) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	102,300 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	2,300 円
(38) うち定期昇給相当分	2 円
(39) うちベア等実施分	2,298 円
(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	2.3 %

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（43）－（42）】	0 円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちベア等実施分	円
(47) ベア等による賃金増率【（46）÷（42）】	%

【ベースアップ評価料対象外職種について】

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（51）－（49）】	円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（52）－（50）】	円
(55) うち定期昇給相当分	円
(56) うちベア等実施分	円
(57) ベア等による賃金増率【（56）÷（50）】	%

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（61）－（59）】	0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（62）－（60）】	0 円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちベア等実施分	円
(67) ベア等による賃金増率【（66）÷（60）】	#DIV/0! %

XI. 賃金上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

就業規則の見直し 賃金規程の見直し

その他の方法：具体的に（ ）

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

基本給と各種手当について、一律2.3%の賃上げを実行する。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 5 月 6 日 開設者名： 道南一雄

【記載上の注意】

1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。

⑦ ⑥で入力した金額(年額)に対して1か月あたりの給与総額が2.3%UP になっているかの検証です。開始月(4月)の給与について記載します。本来600,000円の予定を613,800円に改善したという意味です。ベア等による賃金増率が2.3%になるように調整します。

⑧ 常勤衛生士 2 名分の4月の改善計画です⑦と同様賃金増率が2.3%になっています。

⑨ 非常勤歯科助手1名の4月の改善計画です⑦と同様賃金増率が2.3%になっています。

⑩ 特に決まった文言はありませんのでそれらしいことを記入しましょう。

おめでとうございます

- ・様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・(別添)_計画書(歯科診療所およびⅡを算定する有床診療所)が出来上がりました。

賃金改善計画書の入力はおわりです。賃金改善計画書の入力完了したら、この Excel ファイルを北海道厚生局の専用メールアドレス(baseup-hyoukaryou01@mhlw.go.jp)へ提出します。提出の際、Excel のファイル名に医療機関コード・医療機関名を記載してください。例)「9999999●●病院_ベースアップ評価料届出.xlsx」

モデルケース2

従業員 3 名 令和6年4月から2.3%の賃上げを計画

令和6年6月からベースアップ評価料(Ⅰ)の算定開始

ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定可能な歯科医院のケース

① 給与データ

衛生士 2 名(常勤) 月給25万 ボーナス30万 年2回→年間 360万 x2 名=720万

(計算を簡単にするため雇用保険。残業代等は0円と仮定します。)

歯科助手 1 名(非常勤 0.5日) 月10万 ボーナスなし →年間 120万

給与条件はモデル
ケース1と同じ
初再診算定回数
が違うケースで試算
してみます



表 A	DH 山田	DH 佐藤	DA 田中
令和5年 3月	250,000	250,000	100,000
令和5年 4月	250,000	250,000	100,000
令和5年 5月	250,000	250,000	100,000
令和5年 6月	550,000	550,000	100,000
令和5年 7月	250,000	250,000	100,000
令和5年 8月	250,000	250,000	100,000
令和5年 9月	250,000	250,000	100,000
令和5年10月	250,000	250,000	100,000
令和5年11月	250,000	250,000	100,000
令和5年12月	550,000	550,000	100,000
令和6年 1月	250,000	250,000	100,000
令和6年 2月	250,000	250,000	100,000
計	3,600,000	3,600,000	1,200,000
総額	8,400,000(月平均700,000円)		

② 初再診算定回数

表 B	初診	再診	歯科訪問診療1	歯科訪問診療2~5
令和5年12月	10	160	0	0
令和6年 1月	13	140	0	0
令和6年 2月	7	150	0	0
月平均(回)	10	150	0	0

1. ベースアップ支援ツールに具体的に入力してみましょう

ベースアップ評価料計算支援ツール
令和6年2月15日版

本ツールでは、次の3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援します。

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

目次

- はじめに
- Step 1 対象職員の給与総額の計算
- Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
 - ① 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 【病院・診療所共通】
 - ② 外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 【無床診療所のみ】
 - ③ 入院ベースアップ評価料 【病院・有床診療所のみ】
- Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

厚生労働省

戻る 次へ

クリック

2. 給与データを入力します。

目次

Step 1 対象職員の給与総額の計算

○ まずは、対象職員の給与総額を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日: 2024/6/1

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	600,000円
2023年4月	600,000円
2023年5月	600,000円
2023年6月	1,200,000円
2023年7月	600,000円
2023年8月	600,000円
2023年9月	600,000円
2023年10月	600,000円
2023年11月	600,000円
2023年12月	1,200,000円
2024年1月	600,000円
2024年2月	600,000円
1月当たり給与総額	700,000円

戻る 次へ

②クリック

① 給与データの入力(表 A より)

ここまでは、モデルケース1と同じです。

3.初再診回数を入力します。

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

○次に、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定見込みの計算を行います。
○2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。

算定開始予定日
2024/6/1

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2023年12月				
2024年1月				
2024年2月				
1月当たり算定回数	0回	0回	0回	0回

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	10回	160回	0回	0回
2024年1月	10回	140回	0回	0回
2024年2月	10回	150回	0回	0回
1月当たり算定回数	10回	150回	0回	0回

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る 次へ

下段に入力

②クリック

① 初再診回数データの入力(表 B より)

4.判定結果を確認します。

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を算定することができます。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。
 病院・有床診療所
 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	700,000円
1月当たり算定金額	4,000円
賃金増率	0.57%

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	1.9
算定区分	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2
算定点数	初診・訪問診療時 16点 再診時 2点

算定可能

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る 次へ

※ 主として診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。
※ 対象となる算定区分が2.0未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります）。
※ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

このケースでは 外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)による賃金増率が1.2%未満なので「外来在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2」が算定できます。

このあとの step3 では賃上げ見込みの確認ができますが申請には関係ないので申請用の様式95-98のファイルを開きます。

5.申請用の書類を作ります。

厚労省の HP からエクセルのファイルを確認します。

外来在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定がある診療所の場合使うファイルは9つのシートのうち以下の3つのシートです。

- ・様式95__外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・様式96__外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
- ・(別添)__計画書(歯科診療所およびⅡを算定する有床診療所)

まずは一番左のタブ **様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)** を開きます。
モデルケース1と同じです。必要事項を入力してください。

様式95

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) の施設基準に係る届出書添付書類

① 自動で入力されます。
医療機関コードと
~~医療機関名~~の入力

1 保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 道歯デンタルクリニック

2 届出を行う評価料

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

② 歯科外来・在宅ベースアップ
評価料(Ⅰ)を選択する

3 外来医療等の実施の有無

外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

③ 歯科を選択する

4 対象職員(常勤換算)数
2.5 人

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。
※ 0より大きい数であればよい。

④ 常勤2名 非常勤1名(0.5日)
なので 2.5を入力する

【記載上の注意】

1 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

2 「3」については、外来医療等の実施の有無について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

3 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする)。

4 本様式と合わせて「資金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

6.次に左から2番目のタブ **様式96_外来・在宅ベースアップ評価料(II)** を開きます。

自動で入力されます。

様式96

〔 外来・在宅ベースアップ評価料(II) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)
〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II) 〕

1 保険医療機関コード
保険医療機関名

2 届出を行う評価料
 外来・在宅ベースアップ評価料(II)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)

3 該当する届出
算出を行う月(通知別表7を参照)
 新規
 区分変更
● 3月 ○ 6月 ○ 9月 ○ 12月
※ 新規の場合、届出月以前最も近い月をチェックすること。
※ 初回は令和6年の1月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

4 対象職員(常勤換算)数 人
※ 原則2以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。
対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域(※)に所在する保険医療機関に該当するが。
※ 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。
※ 【記載上の注意】3を参照

6 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分の上限を算出する値〔B〕
(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「3」の入力に連動)
 前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～

②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
 円 (前回届出時 円)
※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み
【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間】(上記「3」の入力に連動)
 前年12月～2月 3月～5月 6月～8月 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】
①初診料等の算定回数 回 (前回届出時 回)
②再診料等の算定回数 回 (前回届出時 回)

③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数 回 (前回届出時 回)
④訪問診療料(同一建物)の算定回数 回 (前回届出時 回)

① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を選択する

② 新規・3月にチェックを入れます

③ 対象職員数(常勤換算)を入力します

④ 確認事項
P.3 施設基準 10) 11)参照
5には必ずチェックを入れる

⑤ 表Aより1か月あたりの給与総額を入力する。

ここには入力しません

⑤ 歯科初診料等の算定回数	10.0	回	(前回届出時 _____ 回)
⑥ 歯科再診料等の算定回数	150.0	回	(前回届出時 _____ 回)
⑦ 歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	0.0	回	(前回届出時 _____ 回)
⑧ 歯科訪問診療料(同一建物)の算定回数	0.0	回	(前回届出時 _____ 回)

⑥ 表 B より 初診回数、再診回数、歯科訪問診療の算定回数を入力します。

※ 算出対象期間の1月当たりの平均の算定回数(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。
 ※ 自由診療の患者については、計上しない。
 ※ 公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。
 ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み	160.0	回	(前回届出時 _____ 回)
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み	400.0	点	(前回届出時 _____ 点)
(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率	0.57%		(前回届出時 _____)
(4) 【B】の値	1.91		(前回届出時 _____)

⑥の入力により1月あたり見込まれる外来在宅ベースアップ評価料の回数、点数、給与の改善率等が表示されます。

$$【B】= \frac{\left[\begin{array}{l} \text{対象職員の給与総額} \times 1 \text{分} 2 \text{厘} - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び} \\ \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み}) \times 10 \text{円} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み} \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み} \end{array} \right] \times 10 \text{円}}$$

⑦ ⑥の入力による指数 1.91に対する算定可能なベースアップ評価料(Ⅱ)の区分以外はグレーにハイライトしますのでこのケースでは、歯科外来在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2をマークします

- 7 前回届け出た時点との比較
- 前回届出時と比較して、
- 対象職員の給与総額(6(2))の変化は1割以内である。
 - 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
 - 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の算定回数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
 - 【B】の値(6(5))の変化は1割以内である。
- ※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1~2	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1~2
----------------------	------------------------



(2) 届出する区分(いずれかを選択)

<input type="radio"/> 届出無し	<input type="radio"/> 届出無し
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input checked="" type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2	<input checked="" type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4

4月14日現在、歯科外来在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)のマークだけが抜けています。4月18日修正ファイルリリース済

4月18日修正ファイルリリース済

近日常に厚労省から修正ファイルがリリースされると思います。

【記載上の注意】
 1 「2」については、届出を行う評価料に
 なお、いずれにも該当する保険医療料

様式 96 の申請書は完成です!

7.左から6枚目のシート (別添)_計画書(歯科診療所及びIIを算定する有床診療所)を開きます

① 6を入力する

自動で入力されます。

② 一律 2.3%を選択しました。

③ 令和6年4月～令和7年3月の賃金を改善する計画

④ 令和6年6月～令和7年3月のベースアップ評価料を使います。

⑤ ベースアップ評価料Ⅱの算定があるのでチェックを入れます。

⑥ 外来ベースアップ評価料Ⅱによって算定される金額が自動入力されました。

別添

(歯科診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 道歯デンタルクリニック

I. 賃金上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金上げの実施方法

令和6年度又は令和7年度において、一律の上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 4 月 ～ 令和 7 年 3 月 12 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ～ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等を届け出ない場合は、以下(4)の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

III-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	86,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み	40,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み	400 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み	46,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数 (歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ))	(イ) 16 点 (ロ) 2 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時)の算定回数見込み	100 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時)の算定回数見込み	1,500 回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	0 円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	86,000 円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

III-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	193,200 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	86,000 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	107,080 円
(11) うち定期昇給相当分	120 円
(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】	0 円

※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

⑦賃金の改善計画です。(8)には2.3%の改善になる数字を入れなければいけませんので表 A の賃金総額 840万円 $\times 2.3\% = 193,200$ 円を入力します。評価料Ⅰ・Ⅱで算定できる金額は86,000円ですので差額107,200円はその他の診療報酬 UP、減税等で充当します。またベースアップ評価はベースアップに対する評価ですので定期昇給分を抑えた数字で計画書を作りました。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

IV. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.5 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	600,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	613,800 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	13,800 円
(17) うち定期昇給相当分	10 円
(18) うちペア等実施分	13,790 円
(19) ペア等による賃金増率【（18）÷（14）】	2.3 %

V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0 人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	500,000 円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	511,500 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	11,500 円
(24) うち定期昇給相当分	8 円
(25) うちペア等実施分	11,492 円
(26) ペア等による賃金増率【（25）÷（21）】	2.3 %

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（29）－（28）】	0 円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちペア等実施分	円
(33) ペア等による賃金増率【（32）÷（28）】	#DIV/0! %

VII. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	0.5 人
(35) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	100,000 円
(36) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	102,300 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	2,300 円
(38) うち定期昇給相当分	2 円
(39) うちペア等実施分	2,298 円
(40) ペア等による賃金増率【（39）÷（35）】	2.3 %

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（43）－（42）】	円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちペア等実施分	円
(47) ペア等による賃金増率【（46）÷（42）】	円

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（51）－（49）】	円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（52）－（50）】	円
(55) うち定期昇給相当分	円

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（61）－（59）】	0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（62）－（60）】	0 円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちペア等実施分	円
(67) ペア等による賃金増率【（66）÷（60）】	#DIV/0! %

XI. 賃金上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

就業規則の見直し 賃金規程の見直し

その他の方法：具体的に（ ）

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

基本給と各種手当について、一律2.3%の賃上げを実行する。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 5 月 6 日 開設者名： 道歯 一雄

【記載上の注意】

1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。

⑧ ⑦で入力した金額(年額)に対して1か月あたりの給与総額が2.3%UP になっているかの検証です。開始月(4月)の給与について記載します。本来600,000円の予定を613,800円に改善したという意味です。ペア等による賃金増率が2.3%になるように調整します。

⑨ 常勤衛生士2名分の4月の改善計画です⑦と同様賃金増率が2.3%になっています。

⑩ 非常勤歯科助手1名の4月の改善計画です⑦と同様賃金増率が2.3%になっています。

⑩ 特に決まった文言はありませんのでそれらしいことを記入しましょう。

お疲れさまでした。

- ・様式95__外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・様式96__外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
- ・(別添)__計画書(歯科診療所およびⅡを算定する有床診療所)ができました。

賃金改善計画書の入力はおわりです。賃金改善計画書の入力完了したら、この Excel ファイルを北海道厚生局の専用メールアドレス(baseup-hyoukaryou01@mhlw.go.jp)へ提出します。提出の際、Excel のファイル名に医療機関コード・医療機関名を記載してください。例)「999999●●病院_ベースアップ評価料届出.xlsx」

モデルケース3

従業員 3 名 令和6年4月から2.0% 令和7年4月から2.6%の賃上げを計画

令和6年6月からベースアップ評価料(Ⅰ)の算定開始

ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定ができない歯科医院のケース

① 給与データ

衛生士 2 名(常勤) 月給25万 ボーナス30万 年2回→年間 360万 x2 名=720万

(計算を簡単にするため雇用保険。残業代等は0円と仮定します。)

歯科助手 1 名(非常勤 0.5日) 月10万 ボーナスなし →年間 120万

給与条件はモデル
ケース1と同じ
初再診算定回数
が違うケースで試算
してみます



表 A	DH 山田	DH 佐藤	DA 田中
令和5年 3月	250,000	250,000	100,000
令和5年 4月	250,000	250,000	100,000
令和5年 5月	250,000	250,000	100,000
令和5年 6月	550,000	550,000	100,000
令和5年 7月	250,000	250,000	100,000
令和5年 8月	250,000	250,000	100,000
令和5年 9月	250,000	250,000	100,000
令和5年10月	250,000	250,000	100,000
令和5年11月	250,000	250,000	100,000
令和5年12月	550,000	550,000	100,000
令和6年 1月	250,000	250,000	100,000
令和6年 2月	250,000	250,000	100,000
計	3,600,000	3,600,000	1,200,000
総額	8,400,000(月平均7000,00円)		

② 初再診算定回数

表 B	初診	再診	歯科訪問診療1	歯科訪問診療2~5
令和5年12月	70	500	0	0
令和6年 1月	60	450	0	0
令和6年 2月	50	550	3	0
月平均(回)	60	500	1	0

★外来在宅ベースアップ評価料の算定見込みの計算から様式95の作成まではケース1、2と共通ですので、計算書の作成から説明いたします。様式95-98のエクセルファイルを使います。

1. 右端のシート (参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート を開きます。

参考

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)

1 保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 道歯デンタルクリニック

2 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の届出について
届出を行う月
 新規
 区分変更 (3月 6月 9月 12月)
※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の区分の上限を算出する値〔B〕
(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間 (上記「2」の入力に連動)
①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間 (上記「2」の入力に連動)
 前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月
②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
700,000 円 (前回届出時)
※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算回数・金額の見込み
【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の対象期間」】(上記「2」の入力に連動)
 前年12月～2月 3月～5月 6月～8月 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数		回	(前回届出時		回)
②再診料等の算定回数		回	(前回届出時		回)
③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数		回	(前回届出時		回)
④訪問診療料(同一建物の算定回数		回	(前回届出時		回)
⑤歯科初診料等の算定回数		回	(前回届出時		回)
⑥歯科再診料等の算定回数	60.0	回	(前回届出時		回)
⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	500.0	回	(前回届出時		回)
⑧歯科訪問診療料(同一建物の算定回数	1.0	回	(前回届出時		回)
	0.0	回	(前回届出時		回)

※ 算出対象となる期間の1月当たりの算回数(平均の数値(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。
※ 自由診療の患者については、計上しない。
※ 公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算回数見込み	561.0	回	(前回届出時	0.0	回)
外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み	1,641.0	点	(前回届出時	0.0	点)

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により行われる給与の改善率
2.34% (前回届出時)

① 自動で入力されます。
医療機関コードと
医療機関名の入力

② 新規・3月にチェックを入れます
3(1)① (2)は連動してチェックが入ります。

③ はじめに用意した表Bより入力します。

自動で計算されます。

2. 左から6枚目のシート (別添) 計画書(歯科診療所及びIIを算定する有床診療所) を開きます

別添

(歯科診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 道歯デンタルクリニック

I. 賃金上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金上げの実施方法

令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 4 月 ~ 令和 7 年 3 月 12 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に運動して引き上がる賞与分については含まない。

II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の届出有無 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等を届け出ない場合は、以下(4)の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

III-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(8)の期間中】

(4) 算定金額の見込み

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み	164,100 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み	1,641 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による算定金額の見込み	- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の区分及び点数 (届出なし) (イ) - 点 (ロ) - 点	- 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等(初診時等)の算定回数の見込み	- 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等(再診時等)の算定回数の見込み	- 回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	20,000 円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	144,100 円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

III-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	168,000 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	144,100 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	23,780 円
(11) うち定期昇給相当分	120 円
(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】	0 円

※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

① 6を入力する

自動で入力されます。

② 令和6年に2%、7年度に2.6%の賃金引き上げをします。

③ 令和6年4月～令和7年3月の賃金を改善する計画

④ 令和6年6月～令和7年3月のベースアップ評価料を使います。

⑤ ベースアップ評価料IIの算定はなし。

⑥ 自動計算されたベースアップ評価料の金額が表示されます、来年に備えて20,000円を繰り越します。

⑦ 賃金の改善計画です。(8)には2.0%の改善になる数字を入れなければいけませんので表Aの賃金総額 $840万円 \times 2.0\% = 168,000円$ を入力します。評価料I・IIで算定できる金額は164,100円ですが20,000円を繰り越したので、今年度分(144,100円)との差額23,900円はその他の診療報酬UP、減税等で充当します。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

IV. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.5 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	600,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	612,010 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	12,010 円
(17) うち定期昇給相当分	10 円
(18) うちペア等実施分	12,000 円
(19) ペア等による賃金増率【（18）÷（14）】	2.0 %

V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0 人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	500,000 円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	510,008 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	10,008 円
(24) うち定期昇給相当分	8 円
(25) うちペア等実施分	10,000 円
(26) ペア等による賃金増率【（25）÷（21）】	2.0 %

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（29）－（28）】	0 円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちペア等実施分	円
(33) ペア等による賃金増率【（32）÷（28）】	#DIV/0! %

VII. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	0.5 人
(35) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	100,000 円
(36) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	102,002 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	2,002 円
(38) うち定期昇給相当分	2 円
(39) うちペア等実施分	2,000 円
(40) ペア等による賃金増率【（39）÷（35）】	2.0 %

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（43）－（42）】	0 円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちペア等実施分	円
(47) ペア等による賃金増率【（46）÷（42）】	%

【ベースアップ評価料対象外職種について】

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（51）－（49）】	円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（52）－（50）】	円
(55) うち定期昇給相当分	円
(56) うちペア等実施分	円
(57) ペア等による賃金増率【（56）÷（50）】	%

X. 賃金上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

就業規則の見直し 賃金規程の見直し

その他の方法：具体的に（ ）

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

基本給および各種手当について一律2.0%の賃上げを実行する。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 5 月 1 日 開設者名： 道歯 一雄

【記載上の注意】

1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
また、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。

⑧ ⑦で入力した金額(年額)に対して1か月あたりの給与総額が2.0%UP になっているかの検証です。開始月(4月)の給与について記載します。本来600,000円の予定を612,010円に改善したという意味です。ペア等による賃金増率が2.0%になるように調整します。

⑨ 常勤衛生士2名分の4月の改善計画です⑦と同様賃金増率が2.0%になっています

⑩ 非常勤歯科助手1名の4月の改善計画です⑦と同様賃金増率が2.0%になっています。

⑩ 特に決まった文言はありませんのでそれらしいことを記入しましょう。

- ・様式95_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・（別添）__計画書（歯科診療所およびⅡを算定する有床診療所）完成です！

賃金改善計画書の入力はおわりです。賃金改善計画書の入力完了したら、この Excel ファイルを北海道厚生局の専用メールアドレス(baseup-hyoukaryou01@mhlw.go.jp)へ提出します。提出の際、Excel のファイル名に医療機関コード・医療機関名を記載してください。例)「9999999●●病院_ベースアップ評価料届出.xlsx」

モデルケース4

**従業員 3 名 令和6年4月から2.3%の賃上げを計画
令和6年6月からベースアップ評価料 (I) の算定開始
ベースアップ評価料 (II) の算定可能な歯科医院のケース
前述のモデルケース2と全く同じケースですが
エクセルファイルを使わず、手計算で申請書類を作成します。**

① 給与データ

衛生士 2 名(常勤) 月給25万 ボーナス30万 年2回→年間 360万 x2 名=720万
(計算を簡単にするため雇用保険。残業代等は0円と仮定します。)

歯科助手 1 名(非常勤 0.5日) 月10万 ボーナスなし →年間 120万

給与条件はモデル
ケース1と同じ
初再診算定回数
が違うケースで試算
してみます表 A・表
B は必須です。



表 A	DH 山田	DH 佐藤	DA 田中
令和5年 3月	250,000	250,000	100,000
令和5年 4月	250,000	250,000	100,000
令和5年 5月	250,000	250,000	100,000
令和5年 6月	550,000	550,000	100,000
令和5年 7月	250,000	250,000	100,000
令和5年 8月	250,000	250,000	100,000
令和5年 9月	250,000	250,000	100,000
令和5年10月	250,000	250,000	100,000
令和5年11月	250,000	250,000	100,000
令和5年12月	550,000	550,000	100,000
令和6年 1月	250,000	250,000	100,000
令和6年 2月	250,000	250,000	100,000
計	3,600,000	3,600,000	1,200,000
総額	84,000,000 (月平均700,000円)		

② 初再診算定回数

表 B	初診	再診	歯科訪問診療1	歯科訪問診療2~5
令和5年12月	10	160	0	0
令和6年 1月	13	140	0	0
令和6年 2月	7	150	0	0
月平均 (回)	10	150	0	0

1. 様式95は問題ないと思いますので、様式96から始めます。

様式96

〔 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)

1 保険医療機関コード
保険医療機関名

2 届出を行う評価料
 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

3 該当する届出
算出を行う月(通知別表7を参照)
 新規 区分変更 (3月 6月 9月 12月)
※ 新規の場合、届出月以前(最も近い月)をチェックすること。
※ 前回は令和6年の3月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

4 対象職員(常勤換算)数 人
※ 原則2以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。
対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域(※)に所在する保険医療機関に該当するが
※ 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。
※ 【記載上の注意】3を参照

6 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分の上限を算出する値(【B】)
(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「3」の入力に連動)
 前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月
②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
 700,000 円 (前回届出時 円)
※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み
【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間】(上記「3」の入力に連動)
 前年12月～2月 前年3月～5月 前年6月～8月 前年9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】
①初診料等の算定回数 回 (前回届出時 回)
②再診料等の算定回数 回 (前回届出時 回)

① 医療機関コード・医療機関名を記入する

② 歯科外来・在宅ベースアップ
評価料(Ⅱ)を選択する

③ 新規・3月にチェックを入れます

④ 対象職員数(常勤換算)を入力します(2.5)

⑤ 確認事項
P.3 施設基準 10) 11)参照
5)には必ずチェックを入れる

⑥ 表 A より1か月あたりの給与総額を入力する。

⑦ チェックを入れます

③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	_____回	(前回届出時 _____回)
④訪問診療料(同一建物)の算定回数	_____回	(前回届出時 _____回)
⑤歯科初診料等の算定回数	_____回	(前回届出時 _____回)
⑥歯科再診料等の算定回数	_____回	(前回届出時 _____回)
⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	_____回	(前回届出時 _____回)
⑧歯科訪問診療料(同一建物)の算定回数	_____回	(前回届出時 _____回)

※ 算出対象期間の1月当たりの平均の算定回数(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。
 ※ 自由診療の患者については、計上しない。
 公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。
 ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数見込み	_____回	(前回届出時 _____回)
外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み	_____点	(前回届出時 _____点)
(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により行われる給与の改善率	_____%	(前回届出時 _____%)
(4) 【B】の値	_____	(前回届出時 _____)

【B】=

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{対象職員の給与総額} \times 1.2 - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び} \\ \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み}) \times 10円 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料(II)イの算定回数} \times 8 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料(II)ロの算定回数} \times 2 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)イの算定回数} \times 41 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)ロの算定回数} \times 10 \end{array} \right]}{\text{⑩で入力した点数} \times 10円} \times 100 \%$$

(表Aより)月平均給与と総額を記入する

7 前回届け出た時点との比較

前回届出時と比較して、

- 対象職員の給与と総額(6(2))の変化は1割以内である。
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される点数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
- 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の算定回数(6(3))の変化は1割以内である。
- 【B】の値(6(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要

⑧ 表Bの最下段 3か月間の平均算定回数を入力します。

⑨ 表Bの最下段 3か月間の平均算定回数の総和です。

⑩ 10点 × 初診算定回数(月)
 2点 × 再診算定回数(月)
 41点 × 歯科訪問診療1算定回数(月)
 10点 × 歯科訪問診療2~5算定回数(月)
 上記の点数の総和(点)を記入する

⑪ $\frac{\text{⑩で入力した点数} \times 10円}{\text{(表Aより)月平均給与と総額}} \times 100 \%$ を記入する

⑫ $\frac{\text{給与総額(月)} \times 0.012 - \text{⑩の点数} \times 10円}{\text{初診・訪問診療回数} \times 80 + \text{再診回数} \times 10}$ の数値を入力する

⑬ 下表より算定できる区分を選択してチェックする(このケースでは評価料(Ⅱ)2を選択できる)

	区分	点数
⑫の数字がマイナス	なし	
0を超える	歯科外来在宅ベースアップ評価(Ⅱ)1	(イ)8点(ロ)1点
1.5以上	歯科外来在宅ベースアップ評価(Ⅱ)2	(イ)16点(ロ)2点
2.5以上	歯科外来在宅ベースアップ評価(Ⅱ)3	(イ)24点(ロ)3点
3.5以上	歯科外来在宅ベースアップ評価(Ⅱ)4	(イ)32点(ロ)4点
4.5以上	歯科外来在宅ベースアップ評価(Ⅱ)5	(イ)40点(ロ)5点
5.5以上	歯科外来在宅ベースアップ評価(Ⅱ)6	(イ)48点(ロ)6点
6.5以上	歯科外来在宅ベースアップ評価(Ⅱ)7	(イ)56点(ロ)7点
7.5以上	歯科外来在宅ベースアップ評価(Ⅱ)8	(イ)64点(ロ)8点

8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

算定不可

算定不可

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

<input type="radio"/>	届出無し
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

<input type="radio"/>	届出無し
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input checked="" type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

様式 96 完成！ この勢いで賃金改善計画書も仕上げます。

2.賃金改善計画書をつくります。

③ 令和6年・7年に2.3%の引き上げ
上段の○をマークする

① 6を入力する

② 医療機関コード・医療機関名
を記入する

④ 令和6年4月～令和7年3月
を記載する

⑥ 12と記載する

⑦ 10と記載する

⑤ 令和6年6月～令和7年3月の
ベースアップ評価料を使います。

⑧ ベースアップ評価料Ⅱの算定が有
るので チェックを入れる。

別添
(歯科診療所)賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード
保険医療機関名

I.賃金引き上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1)賃金引き上げの実施方法

令和6年度又は令和7年度において、一律の引き上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引き上げを行う。

(2)賃金改善実施期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3)ベースアップ評価料算定期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 月

※ 「(3)ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に運動して引き上がる賞与分については含まない。

II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等を届け出ない場合は、以下(4)の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(Ⅱを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

III-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み	点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み	- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数 () (イ) - 点 (ロ) - 点	- 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時等)の算定回数の見込み	- 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数の見込み	- 回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	円
(4) 算定金額の見込み	86,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み	40,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み	400 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み	46,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数 (歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)) (イ) 16 点 (ロ) 2 点	
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時等)の算定回数の見込み	100 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数の見込み	1,500 回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	0 円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	86,000 円

設定がモデルケース2といっしょですので計算して上記の数字を記入します。

上から 86,000円→ 外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と(Ⅱ)で算定見込み(R6.6~R7.3)です。

40,000円→ 外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定見込み(R6.6~R7.3)

400点→ 外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定見込み点数(1月あたり)

P28の⑩の数字です内訳は

⑩ 10点×初診算定回数(月)
2点×再診算定回数(月)
41点×歯科訪問診療1算定回数(月)
10点×歯科訪問診療2~5算定回数(月) です。

※ 年額と1月あたりの数字を並列させてい非常にわかりにくい表ですので記入にあたっては注意が必要です。

46,000 円→ 外来在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定見込み(R6.6~R7.3)

(下記の数字から算出します) $160 \times 120 + 20 \times 1800 = 55,200$ という数字です

このケースでは外来在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2を算定していますので(イ)が16点(ロ)が2点です

(イ)は初診、訪問診療算定時 (ロ)再診時に算定します。

100 回→ 外来在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2(イ)の算定回数の見込み(R6.6~R7.3)

表 B の最下段の数字のうち 初診・歯科訪問診療 1・歯科訪問診療2~5の算定回数の和 $\times 12$

1500 回→ 外来在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2(ロ)の算定回数の見込み(R6.6~R7.3)

表 B の最下段の数字のうち 再診の算定回数の和 $\times 12$

0 → 繰越額 繰り越しはしないので 0 です。

86,000 円→ 繰り越しが無いので 最上段と同じ数字です。

※ 面倒な数字ですが、算定回数と点数で計算できる数字です。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】	
(8) 全体の賃金改善の見込み額	193,200 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	86,000 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	107,080 円
(11) うち定期昇給相当分	120 円
(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】	0 円
※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。 ※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。 ※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。 ※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。	

193,200 円→ 賃金改善の見込み額(年額) = ベースアップ額 + 定期昇給分

給与総額の 840 万から 2.3% の給与アップで算出した数字です。

86,000 円→ Ⅲ-1 の表の最上段(外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と(Ⅱ)で算定見込み(6年度))

このお金は必ずベースアップ相当分に充当しなければいけません

107,080 円、120 円→ 外来在宅ベースアップ評価料以外の収入から支払われる給与の額

ここからまた月額になります、

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

IV. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.5	人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	600,000	円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	613,800	円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	13,800	円
(17) うち定期昇給相当分	10	円
(18) うちベア等実施分	13,790	円
(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	2.3	%

V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0	人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	500,000	円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	511,500	円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	11,500	円
(24) うち定期昇給相当分	8	円
(25) うちベア等実施分	11,492	円
(26) ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	2.3	%

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】		人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】		円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】		円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（29）－（28）】	0	円
(31) うち定期昇給相当分		円
(32) うちベア等実施分		円
(33) ベア等による賃金増率【（32）÷（28）】	#DIV/0!	%

VII. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	0.5	人
(35) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	100,000	円
(36) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	102,300	円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	2,300	円
(38) うち定期昇給相当分	2	円
(39) うちベア等実施分	2,298	円
(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	2.3	%

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】		人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】		円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】		円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（43）－（42）】	0	円
(45) うち定期昇給相当分		円
(46) うちベア等実施分		円
(47) ベア等による賃金増率【（46）÷（42）】	#DIV/0!	%

【ベースアップ評価対象外職種について】

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】		人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】		円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】		円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】		円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】		円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（51）－（49）】	0	円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（52）－（50）】	0	円
(55) うち定期昇給相当分		円
(56) うちベア等実施分		円
(57) ベア等による賃金増率【（56）÷（50）】	#DIV/0!	%

Ⅲ-1 で入力した金額(年額)に対して1か月あたりの給与総額が2.3%UP になっているかの検証です。開始月(4月)の給与について記載します。本来 600,000 円の予定を 613,800 円に改善したという意味です。ベア等による賃金増率が2.3%になるように調整します。

⑨ 常勤衛生士 2 名分の4月の改善計画です⑦と同様賃金増率が2.3%になっています

⑩ 非常勤歯科助手1名の4月の改善計画です⑦と同様賃金増率が2.3%になっています。

	2.0	人
	500,000	円
	511,500	円
	11,500	円
	8	円
	11,492	円
	2.3	%

衛生士 2 名分の賃金改善前の給与 500,000 円
 賃金改善後の給与 511,500 円
 増えた給与 11,500 円
 増えた給与のうち ベースアップ分 11,402 円
 定期昇給分 8 円
 $11402 \div 500,000 = 2.3\%$

参考資料

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

前年度比+10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

大企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5

(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比+10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比+5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業向け

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能※6（新設）**

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、**くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。**（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。** それ以外の企業は不要。※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。**※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、**未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。** また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

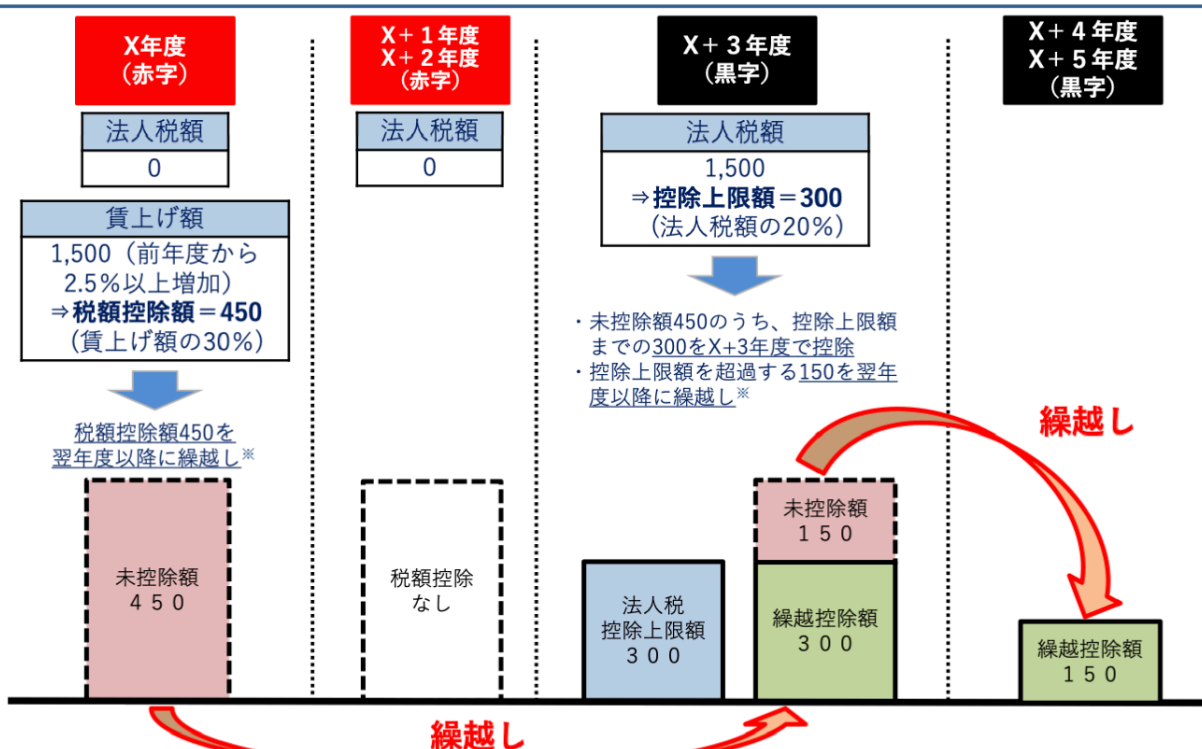
本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。

詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にHP（右記QRコード）に公表します。

大企業向け
中堅企業向け
はこちら中小企業向け
はこちら

繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

用語の説明

・給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

・継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

・教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

・子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



・中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にHP（表面QRコード）に公表します。

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届出番号	
------------------------	--	------	--

連絡先

担当者氏名 :

電話番号 :

(届出事項)

() の施設基準に係る届出

当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関・保険薬局の所在地
及び名称

開設者名

殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

様式95

〔 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険医療機関コード

保険医療機関名

2 届出を行う評価料

 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

3 外来医療等の実施の有無

 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科) 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

4 対象職員(常勤換算)数

人

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。

※ 0より大きい数であればよい。

【記載上の注意】

1 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。

なお、いずれにも該当する保険医療機関にあつては、いずれも☑を記載すること。

2 「3」については、外来医療等の実施の有無について☑を記載すること。

なお、いずれにも該当する保険医療機関にあつては、いずれも☑を記載すること。

3 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。

常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする)。

4 本様式と合わせて「賃金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

様式96

〔 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)

1 保険医療機関コード
 保険医療機関名

2 届出を行う評価料

- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

3 該当する届出

算出を行う月(通知別表7を参照)

- 新規
 区分変更 (3月 6月 9月 12月)

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

4 対象職員(常勤換算)数

人

※ 原則2以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。

対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域(※)に所在する保険医療機関に該当するか。

※ 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※ 【記載上の注意】3を参照

6 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分の上限を算出する値(【B】)

(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「3」の入力に連動)

- 前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月

②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)

円 (前回届出時 円)

※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み

【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間」(上記「3」の入力に連動)

- 前年12月～2月 3月～5月 6月～8月 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数

回 (前回届出時 回)

②再診料等の算定回数

回 (前回届出時 回)

③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

_____回 (前回届出時 _____回)

④訪問診療料(同一建物)の算定回数

_____回 (前回届出時 _____回)

⑤歯科初診料等の算定回数

_____回 (前回届出時 _____回)

⑥歯科再診料等の算定回数

_____回 (前回届出時 _____回)

⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

_____回 (前回届出時 _____回)

⑧歯科訪問診療料(同一建物)の算定回数

_____回 (前回届出時 _____回)

※ 算出対象期間の1月当たりの平均の算定回数(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。

※ 自由診療の患者については、計上しない。

公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み

_____回 (前回届出時 _____回)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み

_____点 (前回届出時 _____点)

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率

_____ (前回届出時 _____)

(4) 【B】の値

_____ (前回届出時 _____)

$$【B】= \frac{\left[\begin{array}{l} \text{対象職員の給与総額} \times 1 \text{分} 2 \text{厘} - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び} \\ \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み}) \times 10 \text{円} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数} \times 8 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数} \times 8 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数} \times 8 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数} \times 8 \end{array} \right]} \times 10 \text{円}$$

7 前回届け出た時点との比較

- 前回届出時と比較して、
- 対象職員の給与総額(6(2))の変化は1割以内である。
 - 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
 - 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の算定回数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
 - 【B】の値(6(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

算定不可	算定不可
------	------

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

<input type="radio"/> 届出無し	<input type="radio"/> 届出無し
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
<input type="radio"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8	<input type="radio"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

【記載上の注意】

- 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあつては、いずれも☑を記載すること。
- 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする)。
- 「5」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。
- 「6」(1)②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く)。
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
- 「6」①「初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・医科点数表区分番号(以下5～8において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)
- 「6」②「再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A001に掲げる再診料
 - ・区分番号A002に掲げる外来診療料
 - ・区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 「6」③「訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の1のイ若しくは2のイ

- ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 8 「6」④訪問診療料(同一建物に係る算定回数)については、以下の合計算定回数を記載すること。
- ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)
- 9 「6」⑤歯科初診料等に係る算定回数については、歯科点数表区分番号(以下9～12において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 10 「6」⑥歯科再診料等に係る算定回数については、以下の合計算定回数を記載すること。
- ・区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 11 「6」⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 12 「6」⑧歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数については、以下の合計算定回数を記載すること。
- ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19

別添

(歯科診療所) 賃金改善計画書 (令和 年度分)

保険医療機関コード

保険医療機関名

I. 賃金上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の上げを行う。
- 令和6年度及び令和7年度において、段階的な上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ヶ月

- ※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の届出有無

有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等を届け出ない場合は、以下(4)の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

III-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み		円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み		円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み		点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による算定金額の見込み		- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の区分及び点数 (<input type="text"/>) (イ) - 点 (ロ) - 点		
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等(初診時等)の算定回数見込み		- 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等(再診時等)の算定回数見込み		- 回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)		円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)		円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】		円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員の前年及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

III-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額		円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】		円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分		円
(11) うち定期昇給相当分		円
(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】		円

- ※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合のみ記載すること。
- ※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

IV. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	円
(17) うち定期昇給相当分	円
(18) うちベア等実施分	円
(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	%

V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	円
(24) うち定期昇給相当分	円
(25) うちベア等実施分	円
(26) ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	%

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（29）－（28）】	円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちベア等実施分	円
(33) ベア等による賃金増率【（32）÷（28）】	%

VII. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(35) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(36) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	円
(38) うち定期昇給相当分	円
(39) うちベア等実施分	円
(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	%

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（43）－（42）】	円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちベア等実施分	円
(47) ベア等による賃金増率【（46）÷（42）】	%

【ベースアップ評価料対象外職種について】

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（51）－（49）】	円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（52）－（50）】	円
(55) うち定期昇給相当分	円
(56) うちベア等実施分	円
(57) ベア等による賃金増率【（56）÷（50）】	%

